

消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書		
年 月 日		
大島町消防本部 消防長 殿		
届出者 住 所 電話 () 氏 名		
行 為 の 区 分	1 揚煙行為等（火災予防条例第116条第1号） 2 水道断減水（同条第3号） 3 道路工事（同条第4号） 4 露店等の開設（同条第4号又は第5号）	
目 的		
行 為	期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	断減水の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	場 所 (区 域)	
	燃 焼 物 の 種 類 ・ 数 量	
	出 店 の 種 類 ・ 店 数	
	人出予想人員	
	連 絡 先	氏名 電話 ()
そ の 他		
※ 受 付 欄		
※ 経 過 欄		

備考 1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
 2 行為の区分により、該当する欄に記入すること。なお、「揚煙行為等」とは「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」をいう。
 3 その他の欄には、道路通行の可否、消火栓等の使用の可否（消火栓の新設、移動及び撤去を含む。）又は消火器具等の概要を記入すること。
 4 工事区域、水道の断減水区間又は出店の区域を明示した図面を添付すること。なお、工事が1月以上に及ぶ場合は、工事工程表を提出すること。
 5 届出事項に変更を生じた場合は、速やかに連絡すること。
 6 ※欄には、記入しないこと。